

【2月分】

飼養衛生管理基準自己点検をお願いします！

報告期限：2月10日（火）

## 最大の警戒をお願いします！

この冬も12~1月、国内各地において家きんでの高病原性鳥インフルエンザが発生しています。

また、家畜伝染病予防法第9条に基づく消毒命令が発令されていますので、

**令和8年5月31日までの間、消毒の継続実施をお願いします。**



沈うつ  
顔の腫れ  
とさか・足の  
チアノーゼ

目立った症状が無いこともあります。



次々に感染が広がり死んでいくのが  
特徴です！

発症したら治療はできません。  
疑わしい症状があれば、直ちに  
家畜保健衛生所に連絡してください。

■衛生管理区域出入口  
手指消毒、専用服、専用くつ着用

■家きん舎（鳥小屋）  
再度の手指消毒  
家きん舎専用くつ着用



■車のタイヤ等の消毒  
車で飼育場所に入る場合



■ネット、金網等の設置

■ネズミ、害虫対策

愛玩用も実施が必要です。  
自己チェック結果を送ってください。  
(添付はがき、しがネット受付サービス等)

滋賀県家畜保健衛生所

（本所）

近江八幡市西本郷町226-1

TEL:0748-37-7511 FAX:0748-37-4821

緊急携帯:090-3613-7486

（北西部支所）

高島市今津町弘川249-1

TEL:0740-22-2145 FAX:0740-22-6681

緊急携帯:080-6176-8052

# 送付方法および送付先

下記のいずれかの方法でご回答ください。(小規模飼養者)

<b>FAX</b> 別添の様式をお使いください。	0748-37-4821
メール	<a href="mailto:ge37@pref.shiga.lg.jp">ge37@pref.shiga.lg.jp</a>
飼養衛生ポータル (農林水産省が管理するサイト)	<a href="https://www.rearing-hygiene.maff.go.jp/login">https://www.rearing-hygiene.maff.go.jp/login</a> 経営体IDおよび農場IDについては、家畜保健衛生所へお問い合わせください
しがネット受付サービス	下記のとおりです。

## ❖しがネット受付サービスの手順について❖

- ① QRコードを読み取ってください。
- ② ログイン  
(最初にメールアドレスの入力とパスワードの設定が必要です。)
- ③ 指示に従って入力、回答をお願いします。
- ④ 結果を送信してください。  
受け付けのお知らせがメールで届きます。

## 《しがネット受付サービス》



<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/selfcheck-kakinsyou-8-2>

## 飼養衛生管理基準 自己点検結果報告様式

※ 太枠内をご記入ください

滋賀県家畜保健衛生所 あて

下記項目について農場の状況を自己点検し、その結果を報告します。

2月分	農場名		
	点検日	点検者	

飼養衛生 管理基準 の項目	内容	○：実施 ×：未実施 —：該当しない
1	衛生管理区域に立ちに入る者の手指消毒等 (区域専用の手袋の着用也可)	
2	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置・使用 (上から衛生的な衣服を着用したり、ブーツカバーを使用したりすることも可)	
3	衛生管理区域に立ちに入る車両の消毒等	
4	家きん舎に立ちに入る者の手指消毒等 (家きん舎専用の手袋の着用也可)	
5	家きん舎ごとの専用の靴の設置・使用 (家きん舎が屋根や壁のある通路で連絡している場合 や十分に消毒された上を消毒された靴で移動する場合 は同じ家きん舎用の靴で可)	
6	野生動物の侵入防止のためのネット等の 設置・点検・修繕 (家きん舎、飼料保管庫、たい肥舎等に防鳥ネット (概ね網目の大きさが概ね2cm以下) を設置し、破損箇 所があれば修繕すること)	
7	ねずみ・害虫の駆除 (殺鼠剤及び殺虫剤の散布、粘着シート等を設置する こと。家きん舎の屋根や壁面に破損があれば修繕する こと)	
8	消石灰等の消毒薬の飼養施設内(家きん舎周辺および 施設外縁部)への継続的な散布	

報告期限： 2026年2月6日（金）報告先 : メール  
FAX [ge37@pref.shiga.lg.jp](mailto:ge37@pref.shiga.lg.jp)  
0748-37-4821

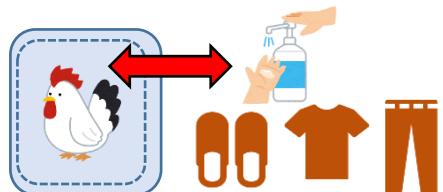
# 報告書記載例

農場名	琵琶湖農場		
点検日	2月3日	点検者	琵琶湖太郎
項目			○/×
1. 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒			○
2. 衛生管理区域専用の衣服・靴の設置と使用			○
3. 衛生管理区域に立ち入る車両消毒等 ※ 衛生管理区域に車両が入らない場合は実施不要			—
4. 家きん舎に立ち入る者の手指消毒 ※ 衛生管理区域と鶏舎が一致している場合は①と合わせて1回の消毒で可。※ 専用の手袋の使用も可			○
5. 家きん舎ごとの靴の設置と使用			×
6. 野生動物の侵入防止のためのネット等設置、点および修繕			○
7. ねずみ及び害虫の駆除			×
8. 消石灰等の消毒薬の飼養施設内(家きん舎周辺および施設外縁部)への継続的な散布			○

できている : ○  
できていない : ×  
該当しない : —

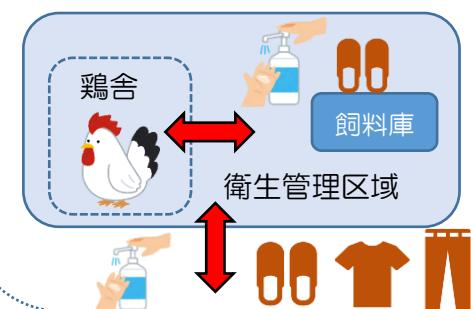
【衛生管理区域（※）と鶏舎が一致している場合】

手指の消毒が1回でもできていたら  
①、④、どちらも○にしてください。  
衣服、靴も1回でも交換できていたら  
③、⑤どちらも○にしてください。



【衛生管理区域（※）と鶏舎が一致していない場合】

手指の消毒は衛生管理区域、鶏舎に入る2回行ってください。  
衣服の交換は衛生管理区域に入るときに行ってください、靴の交換は衛生管理区域、鶏舎に入る2回行ってください。



※ 衛生管理区域とは

- ・家きんに直接触れた者が消毒や衣服および靴の交換を行わずに行動する範囲  
(家きん舎、たい肥舎、飼料倉庫など)